

休業要請に係る協力金の支給対象者について  
(観光業者)

支給対象者の詳細は以下のとおりですのでご確認ください。

(支給対象者一覧)

対象者	内 訳
宿泊業	旅館・ホテル 民宿・ペンション 簡易宿所(旅館業法第3条第1項の許可) 民泊(住宅宿泊事業法の届出)
観光・レジャー施設	レジャー施設 観光体験(教室)施設 観光農園  ※主に観光客を相手にサービスを提供しているもの
ダイビング業	インストラクター業務を行っているもの
遊漁船	遊漁船業者登録簿へ登録され、事業開始の届出がなされているもの